

広島県告示第六百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によつて、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十年七月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社第一介護サービス	呉市広古新開四丁目二番一四号	第一介護居宅介護支援事業所	呉市広古新開四丁目二番一四号	平成二〇年六月一日
医療法人社団三康会	三原市宗郷一丁目三番一二号	訪問看護ステーション宗郷	三原市宗郷二丁目三番二六号	平成二〇年四月一日
有限会社トツツ	尾道市栗原町一二六八番地二六号	デイサービスマスター笑顔くい	三原市久井町下津一六一四番地一	平成二〇年五月一日
憩いの家介護事業所	尾道市瀬戸田町林一〇三七番地一	株式会社憩いの家介護事業所	尾道市瀬戸田町林一〇三七番地一	平成二〇年六月一日
社会福祉法人広島県リハビリテーション協会	東広島市八本松町原五九四六番七号	訪問介護事業所ときわ	東広島市西条西本町二四番一七号	平成二〇年六月一日
社会福祉法人広島県リハビリテーション協会	東広島市八本松町原五九四六番七号	通所介護事業所ときわ	東広島市八本松町原五九四六番七号	平成二〇年六月一日
社会福祉法人広島県リハビリテーション協会	東広島市八本松町原五九四六番七号	居宅介護支援事業所ときわ	東広島市西条西本町二四番一七号	平成二〇年六月一日
医療法人好縁会	東広島市西条町寺家七四三二番地一	デイサービスマルあひ大須	安芸郡府中町大須四丁目五番二五号	平成二〇年五月一日